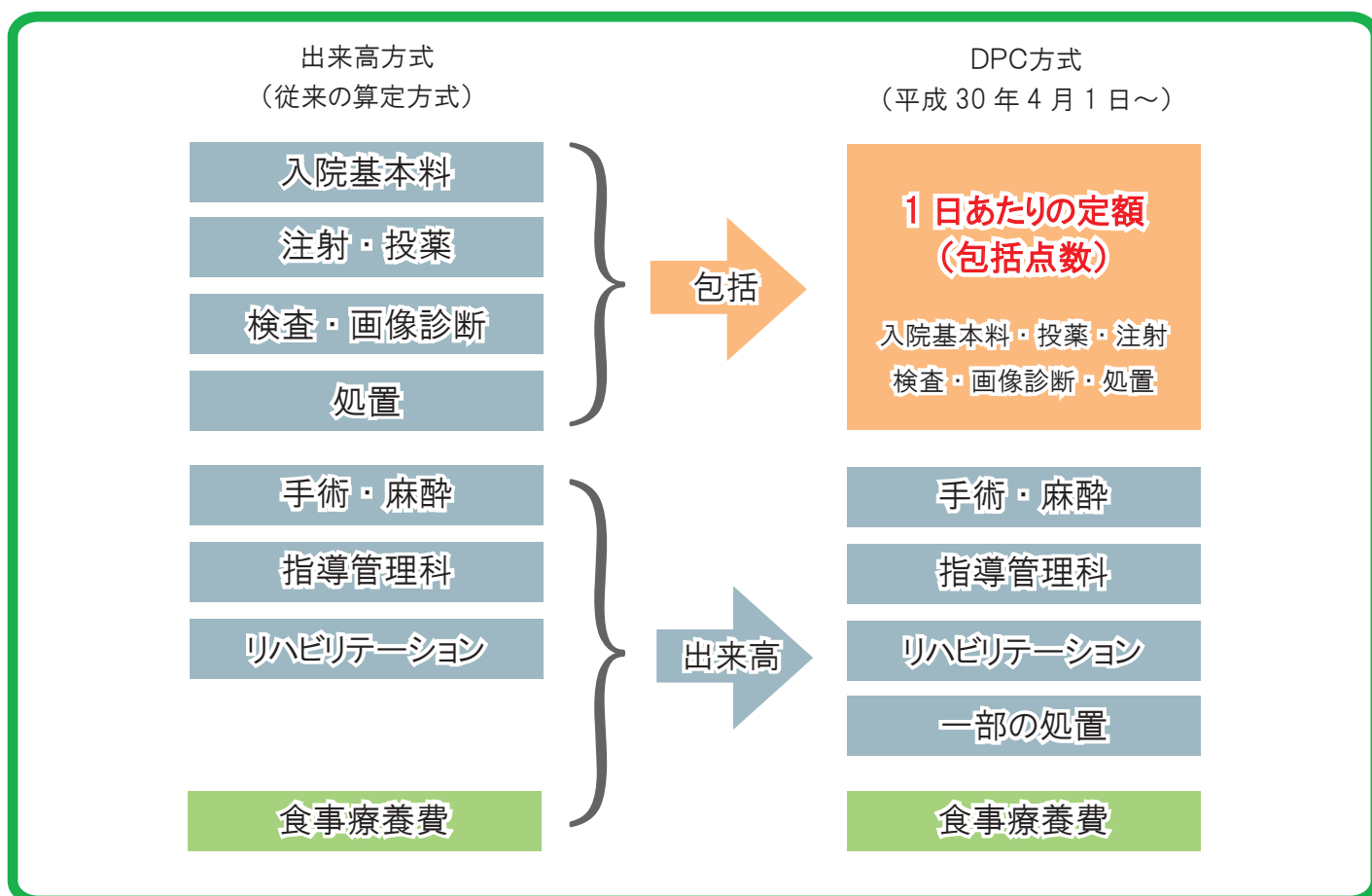


# DPC支払方式の採用について

当院では平成30年4月より、2階病棟において「DPC」という厚生労働省が定めた支払い方式を新たに採用します。

「DPC」では、病名や診療内容、入院期間を基に1日あたりの金額が決められる「包括点数」（入院料・投薬・注射・検査・処置等）と、従来どおりの「出来高点数」（手術・内視鏡・リハビリ・指導料等）、「食事療養費」の3つを合計し、入院料が算定されます。



また「DPC」の採用後は原則として、2階病棟に入院中は、他院への受診や他院での薬の処方を受ける事はできません。（主治医が指示、許可する場合のみ可能です）。

平成30年2月 院長 木山智